

公 告

松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年松前町条例第12号）第5条第1項の規定により一般廃棄物処理実施計画を次のように公表する。

令和7年4月1日

松前町長 田 中 浩 介

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

1 処理計画区域

松前町全域とする。

2 処理する一般廃棄物の種類

- (1) 一般家庭から排出される一般廃棄物及び犬、猫等の死体
- (2) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物
- (3) 一般家庭から排出するし尿及び浄化槽汚泥
- (4) 事業活動に伴って生じるし尿及び浄化槽汚泥
- (5) ボランティア清掃、不法投棄及び拠点回収による廃棄物

3 一般廃棄物の排出抑制及び資源化計画

- (1) 分別排出の徹底による資源化の促進
- (2) ごみの排出抑制及び資源化に対する意識の啓発
- (3) ごみ減量化・資源化対策事業による減量化及び資源化の促進
- (4) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画作成等によるごみの減量及び再利用の促進

4 分別の種類及び排出方法並びに収集運搬方法

(1) 家庭系一般廃棄物

ア ごみ集積場所

- (ア) ごみ集積場所は、松前町ごみ集積場所の設置等に関する要綱（平成24年3月松前町告示第50号。以下「要綱」という。）に定めるところにより、町長が家庭系一般廃棄物を収集することが可能であると確認した場所とする。
- (イ) 町長は、看板の設置その他の方法により、その場所がごみ集積場所であることを現地に表示するものとする。ただし、当該ごみ集積場所の対象が可燃ごみに限られている場合、表示が困難である場合、表示の必要がない場合又はその他表示することができない理由がある場合は、この限りでない。
- (ウ) 町長は、ごみ集積場所の位置を地図上に表示し、一般の閲覧に供するものとする。
- (エ) (ア)から(ウ)までに定めるもののほか、ごみ集積場所を確認するための手続及びその他のごみ集積場所については、要綱に定めるところによる。

イ 分別の種類及び排出方法

- (ア) 家庭系一般廃棄物の収集区分、収集曜日及び排出方法については、別表1のとおりとし、町が定めた曜日と時間を守って、居住する区域で定められたごみ集積場所へ排出するものとする。ただし、年末年始(12月31日から翌年の1月3日ま

で)は、収集を休みとする。なお、ごみ集積場所を利用する者は、当該場所の清掃を行うなど清潔を保つように努めなければならない。

(イ) ごみ集積場所へ排出できない場合は、ごみを分別した上で、自ら処分先に搬入し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集及び運搬を委託するものとする。

(ウ) 可燃ごみについては伊予地区ごみ処理施設管理組合伊予地区清掃センター（以下「伊予地区清掃センター」という。）に、せんてい枝については有限会社あぐりに、わたふとん、パソコン、小型家電製品及び廃食用油については松前町役場庁舎内町民課生活環境係窓口にて町民自ら搬入することができる。

ウ ごみの排出予定量及び処理形態

令和7年度に松前町から排出されるごみの排出予定量及び処理形態は、別表2のとおりとする。

エ 収集運搬方法

別表1の行政回収の収集運搬は、次の業者が行う。

会社名及び代表者名	住所	委託 区域
松前公益商会有限会社 神野 能成	松前町大字北川原1083番地	松 前 校 区
株式会社みずほ工業松前支店 駄場元 秀泰	松前町大字東古泉341番地 6	北伊予 岡 田 校 区

ただし、回収日を指定する粗大ごみ及び不法投棄ごみについては、次の業者が行う。

会社名及び代表者名	住所	委託 区域
松前公益商会有限会社 神野 能成	松前町大字北川原1083番地	松 前 校 区
株式会社みずほ工業松前支店 駄場元 秀泰	松前町大字東古泉341番地 6	北伊予 岡 田 校 区

(2) 一時大量ごみ

引越し又は大掃除等により排出されるごみで一日の排出量が15キログラムを超えるものは、再利用及び減量化を図り、排出者の責任において処分するものとし、排出者が自ら処分できないときは、町が許可した一般廃棄物処理業許可業者に処分を委託するものとする。ただし、これに要する費用は、排出者の負担とする。

(3) 排出禁止物

次に該当する物は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）により規定されている再資源化を促進する小型電子機器等を除き、排出者が自ら処分し、又は専門業者若しくは購入店等に引取りを依頼しなければならない。ただし、これに要する費用は、排出者の負担とする。

環境大臣が指定する適正処理困難物	ゴムタイヤ及びスプリングマットレス
------------------	-------------------

処理が困難な物	危険性又は有害性があるもの 重量又は容積が著しく大きいもの
資源有効利用促進法対象物	自動車、パソコン及び小型二次電池等
家電リサイクル法対象物	エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫及び 洗濯機・衣類乾燥機
一時大量ごみ	1日に15キログラムを超えるもの
医療系廃棄物	注射器、注射針、チューブ及びカテーテル 類
特別管理一般廃棄物	P C B 使用製品、ばいじん、ダイオキシン 類含有物及び感染性一般廃棄物（医療機 関）
事業系ごみ	事業活動に伴い生じるごみ
産業廃棄物	産業廃棄物に分類される20品目

(4) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物

事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、分別及び減量化の徹底並びに資源化を図り、事業者が自ら処分するものとし、自ら処分できないときは、町が許可した一般廃棄物処理業許可業者へ分別の種類に応じて処分を委託するものとする。

伊予地区清掃センター又は松山市西クリーンセンターに事業系一般廃棄物（可燃ごみ）をごみ袋で搬入する場合は、無色透明袋を使用しなければならない。

せんてい枝（木くず）は有限会社あぐりに、食品廃棄物は株式会社ロイヤルアイゼンに処分を委託し、資源化を図るものとする。ただし、これに要する費用は、事業者の負担とする。

(5) し尿及び浄化槽汚泥（一般家庭から排出されるもの及び事業活動に伴って生じるもの）

ア し尿・浄化槽汚泥

施設の管理者等から収集の申込みのあったし尿・浄化槽汚泥は、松前清掃協同組合が収集日程等を調整し、町が許可した次の許可業者が収集するものとする。

イ 許可業者

会社名及び代表者名	住所	許可区域
第一衛生社 加納 祥恵	松前町大字筒井550番地 1	松前町 全域
大塚衛生設備 大塚 修仁	松前町大字浜1147番地 5	
瀬戸衛生社 加納 清恵	松前町大字筒井415番地 2	
松前衛生社 永井 高司	松前町大字北黒田755番地 7	

(6) し尿・浄化槽汚泥の収集体制の見直し

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、松前清掃協同組合を構成する許可業者4社によって行うものとする。ただし、将来的には、公共下水道整備事業の進展によってし尿・浄化槽汚泥の減少が見込まれるため、許可業者に経営の合理化を促し、収集量に応じたし尿処理体制の見直しを図るものとする。

(7) 浄化槽清掃許可業者

し尿・浄化槽汚泥許可業者に同じ。

5 処分の方法

(1) 可燃ごみ

松山市西クリーンセンターで焼却処分するものとする。

(2) 資源ごみ

かん類、びん類、金属類、ペットボトル及びプラスチック類については松山容器株式会社に、古紙（紙類）・古着・古布類及びわたふとんについては株式会社カネシロに、せんてい枝については有限会社あぐりに、家電製品（小型家電）については金城産業株式会社に選別及び整理を委託し、資源化を図るものとする。この場合において、分別作業の際に出た可燃ごみは松山市西クリーンセンターにおいて焼却処分し、その他のごみはオオノ開発㈱東温処分場において最終処分するものとする。

有害ごみについては松山容器株式会社に選別及び整理を委託する。蛍光灯等水銀を含むおそれのあるもの及び乾電池（一次電池）については野村興産株式会社に委託し、資源化処理するものとする。この場合において、分別作業の際に出た可燃ごみは松山市西クリーンセンターにおいて焼却処分し、その他のごみはオオノ開発㈱東温処分場において最終処分するものとする。

廃食用油については株式会社ダイキアクシス・サステイナブル・パワーに委託し、再資源化（BDF化）を図るものとする。

松山容器株式会社において分別及び整理した資源ごみのうち、びん類、ペットボトル及びプラスチック類については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づき契約を締結した指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再資源化を委託するものとする。

(3) 粗大ごみ

松前町不燃物処理用地で松山容器株式会社に選別及び整理を委託し、分別等を行うものとする。この場合において、分別作業の際に出た可燃ごみは松山市西クリーンセンターにおいて焼却処分し、資源ごみは町が委託した業者が資源化を図り、その他のごみはオオノ開発㈱東温処分場において最終処分するものとする。

(4) 埋立てごみ

松前町不燃物処理用地で松山容器株式会社に選別及び整理を委託し、分別等を行うものとする。この場合において、分別作業の際に出た可燃ごみは松山市西クリーンセンターにおいて焼却処分し、資源ごみは町が委託した業者が資源化を図り、その他のごみはオオノ開発㈱東温処分場において最終処分するものとする。

(5) 犬、猫等の死体

犬、猫等の死体については、自宅の庭に埋める、民間の霊園に依頼する、又は

伊予地区清掃センターへ持ち込む等により自己処理するものとする。ただし、状況により町が収集をすることがある。

(6) し尿及び浄化槽汚泥

伊予市松前町共立衛生組合塩美園において処分するものとする。

(7) ボランティア清掃及び不法投棄等による廃棄物

ボランティア団体は、町へ申請の上、可燃ごみは伊予地区清掃センターに、せんでい枝は有限会社あぐりに持ち込むことができる。

ボランティア清掃、不法投棄及び拠点回収による廃棄物等については、町が委託した業者に別表３の処分先へ運搬させ、必要に応じて、中間処理及び最終処分の委託を行うものとする。

別表 1

家庭系一般廃棄物の収集区分・収集曜日・排出方法（令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで）

（行政回収）

収集区分		収集曜日		排出方法
		松前校区	北伊予・岡田校区	
可燃ごみ		毎週月・木曜日		町が指定するごみ袋「可燃ごみ指定袋」で排出する。
資源 ごみ	古紙 (紙類)	第1・3火曜日		品目(新聞、段ボール、紙パック及び雑誌類)ごとに十文字にひもを掛けて排出する。
	びん類	第2土曜日		無色又は白の半透明の袋で排出する。
	かん類	第1土曜日		
	金属類	第4土曜日		
	古着・古布	第2火曜日		
	ペットボトル	第1・3金曜日	第1・3水曜日	
	プラスチック類	毎週水曜日	毎週金曜日	
	有害ごみ	第3土曜日		
	スプレー缶	第4土曜日		
	せんてい枝	第2・4金曜日	第2・4水曜日	せんてい枝は、ひもで束ねて排出する。 枯葉及び雑草は、無色又は白の半透明の袋で排出する。
埋立ごみ		第4火曜日		無色又は白の半透明の袋で排出する。
粗大ごみ (450以下の袋に入らないごみ)		指定日		はがきで申し込み、町が指定する収集日に粗大ごみシールを貼り自宅前に排出する。

(拠点回収)

収集区分		収集日	排出方法
資 源 ご み	廃食用油	随 時 (各回収個所の開庁日又は営業日)	庁舎 1 階ロビー、東・西・北公民館及び DCM ダイキ松前店に設置している専用回収ボックスに自己排出することができる。
	わたふとん		庁舎 1 階生活環境係窓口に自己排出することができる。
	家電製品 (小型家電)		庁舎 1 階ロビー、東・北公民館、DCM ダイキ松前店、総合福祉センター、エミフル MASAKI、エディオン MASAKI 店及びフジ松前店に設置している専用回収ボックスに自己排出することができる。 西公民館は、ボックスに排出する代わりに職員に受け渡すことができる。 専用回収ボックスに入らない場合は、庁舎 1 階生活環境係窓口に自己排出することができる。
	カセットコンロ等のスプレー缶及びライター等自己で内容物を排出する際危険を伴う物並びに分別に迷うもの		庁舎 1 階生活環境係窓口に自己排出することができる。

※拠点回収を除き、当日の午前 7 時までに排出すること。

別表 2

ごみの排出予定量及び処理形態（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

収集方法	区分		排出量	処理形態等	
				中間処理	最終処分
委託収集	可燃ごみ		3,975t	松山市西クリーンセンター	松山市横谷埋立センター
	資源ごみ	プラスチック類	343t	松山容器(株)	容器包装リサイクル協会が指定する法人
		ペットボトル	89t	松山容器(株)	容器包装リサイクル協会が指定する法人
		古紙（紙類）	313t	(株)カネシロ	大王製紙(株) 愛媛製紙(株) 丸住製紙(株)
		びん類	159t	松山容器(株)	(有)ヤマウチ (株)エコシティ 容器包装リサイクル協会が指定する法人
		かん類	45t	松山容器(株)	金城産業(株)
		有害ごみ	8 t	松山容器(株)	野村興産(株)
		金属類	34t	松山容器(株)	金城産業(株)
		古着・古布	79t	(株)カネシロ	(有) 田代商店 (株)リソースプラザ (株)丸清
		せんてい枝	749t	(株)あぐり	(有) あぐり
	埋立ごみ		424t	松山容器(株)	オオノ開発(株) 金城産業(株)
	粗大ごみ		201t	松山容器(株)	オオノ開発(株) 今治加工(株) エビス紙料(株) 金城産業(株) (株)エコシティ
拠点回収	資源ごみ	廃食用油	7 t	(株)ダイキアクシス・サステイナブル・パワー	(株)ダイキアクシス・サステイナブル・パワー
		わたふとん	4 t	(株)カネシロ	エビス紙料(株)
		小型家電 (ピックアップ回収含む)	45t	金城産業(株)	金城産業(株)
許可収集	し尿		2,060Kl	伊予市松前町共立衛生組合塩美園	
	浄化槽汚泥		9,659Kl		

別表 3

町が委託した業者がボランティア清掃、不法投棄及び拠点回収による廃棄物等を回収した場合の処分先

品 目	所在地	処分先
廃食用油	松山市北吉田町 77 番 74	(株)ダイキアクシス・サステイナブル・パワー
小型家電	松前町大字筒井 36 番地 1	松前町不燃物処理用地
ボランティア清掃による廃棄物（せん定枝等）	松前町大字北川原 115 番地 1	(有)あぐり
ボランティア清掃による廃棄物（可燃物）	松前町大字筒井 36 番地 1 松山市大可賀三丁目 525 番地 6	松前町不燃物処理用地 松山市西クリーンセンター
ボランティア清掃による廃棄物（不燃物）	松前町大字筒井 36 番地 1	松前町不燃物処理用地
不法投棄された廃棄物	松前町大字筒井 36 番地 1	松前町不燃物処理用地
動物死体	松前町大字筒井 36 番地 1 松山市大可賀三丁目 525 番地 6	松前町不燃物処理用地 松山市西クリーンセンター

不燃物置場に持ち込まれた物の中で分別できる資源物及びその他ごみは、品目ごとに別表 2 の業者に中間処理又は最終処分を委託する。